

廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）は、福島県からの委託を受け、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の廃炉関連分野に参入又は受注拡大（以下「参入等」という。）を目指す福島県内事業者における品質マネジメントシステム認証規格や技術認定規格の取得に資する取組み（以下「品質認証等取得事業」という。）を支援するため、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で「廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金」（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「廃炉関連分野」とは、廃炉等積立金の取戻しに関する計画（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の9第2項の規定に基づき、廃炉等実施認定事業者である東京電力が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）と共同して作成するもの。）として実施される別表第1に示す事業分野をいう。
- 2 この要綱において、「福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局」とは、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉関連分野への参入等を希望する福島県内地元企業と廃炉事業の元請企業を効果的につなぐため、イノベ機構、公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「相双機構」という。）、東京電力の3者が連携支援するために設置したものをいう。
- 3 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定に基づく中小企業者をいう。
- 4 この要綱において、「廃炉関連事業者」とは、福島県内に工場、事業所等（以下、「事業所等」という。）を置く中小企業者であって、福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局に地元企業として登録されている事業者をいう。

(補助金交付の対象者等)

- 第3条 補助金の交付は、品質認証等取得事業を実施する廃炉関連事業者を対象とする。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する者の従事する事業所等がある廃炉関連事業者は補助の対象としない。
- 一 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号。以下暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例において使用する用語に同じ。）第22条及び第23条の規定に違反した事実がある者
 - 二 役員等（代表取締役及び一般役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当する者
 - 三 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者

- 四 暴力団又は暴力団員等がその経営又はその運営に実質的に関与している者
- 五 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- 六 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- 七 一から六に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象とする品質認証等取得事業は、廃炉関連事業者が別表第2に示す規格の取得（又は適合、合格）に要する費用の負担を行う取組みであって、次の各号を全て満たすものとする。

- 一 次条各号に掲げる経費のうち、全額を廃炉関連事業者が負担したものであること。
- 二 イノベ機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期間内に認証取得に係る審査、試験に臨み、認証を取得し、かつ、前号の負担が完了していること。ただし、当該認証取得の準備に時間を要する等、当該期間内に認証取得が困難な場合は、当該期間内に認証取得準備に資する事業を実施し、予定された成果が得られたものであること。
- 三 廃炉関連分野への参入等に密接に関連した業務を行う県内に所在する事業所等を対象とした品質認証等取得事業であること。
- 四 当該事業について、国、福島県から他の補助金の受領又は交付手続きをしていないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象とする経費（以下、「対象経費」という。）は、前条別表第2に定める規格の認証取得（又は適合、合格等）に要した経費のうち、別表第3に示すものとする。

- 2 前条別表第2に定める規格に適合する品質マネジメントシステムを ISO14001（JIS Q14001）と併せて構築する場合は、別表第3に示す専門家及び専門コンサルタント機関に支払う経費に含めることができるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の3分の2以内の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、廃炉関連事業者当たり、1会計年度上限100万円とする。複数の品質認証等取得事業について同一会計年度で補助を受けようとする場合も同様とする。ただし、当該品質認証等取得事業の実施が、複数年度に亘る場合には、補助金の交付の総額の上限を100万円とする。

(交付候補の指定)

第7条 補助金の交付を受けようとする廃炉関連事業者(以下「申請者」という。)は、予め別に定める時期までに、品質認証等取得事業実施計画書(様式第1号添付資料1-1(以下、「様式1-1」という。))を添えて補助金交付候補指定承認申請書(様式第1号)を提出し、理事長の補助金交付候補の指定を受けなければならない。

2 理事長は、前項申請書の内容を学識経験者等の審査により適当と認めたときは、補助金交付候補に指定する旨を、また、指定を行わなかったときはその旨を、当該申請者に様式第2号により通知するものとする。

(品質認証等取得事業の変更等)

第8条 補助金交付候補の指定を受けた申請者(以下「指定申請者」という。)は、その品質認証等取得事業の内容を変更して事業を実施しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りではない。

- 一 品質認証等取得事業実施計画書(様式1-1)に記載した認証取得までの実施工程の変更であって、第4条第二項の要件を満たしている場合
- 二 品質認証等取得事業実施計画書(様式1-1)に記載した経費の変更であって、補助目的の達成に支障がなく、総補助対象経費の20%の範囲内で減ずる場合
- 三 品質認証等取得事業実施計画書(様式1-1)に記載した事業実施体制において、実施責任者、従事者等を変更する場合

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて学識経験者等の審査により変更して実施することが適切と認めたときは、その旨を様式第4号により通知する。また、前項の変更により交付候補指定の継続が不適切と認められ、指定の取消を行おうとするときは、その旨を様式第5号により指定申請者に通知するものとする。

3 指定申請者は、品質認証等取得事業を中止又は廃止しようとする場合は、遅滞なく理事長にその旨を様式第6号により届け出なければならない。

(交付候補指定の取消)

第9条 理事長は、第8条第3項に基づく届出のあった場合及び指定申請者において次の各号に掲げる事由が生じたと認めた場合は、交付候補の指定を取り消すことができる。

- 一 法令、福島県条例及び規則、本要綱に違反したとき
- 二 当該補助金の申請内容に虚偽があったとき
- 三 補助対象事業者が、認証取得事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

2 理事長は、前項の指定取消しを行った場合、様式第5号により指定申請者に通知するものとする。

(進捗状況の報告)

第10条 理事長は、必要に応じて指定申請者から、品質認証等取得事業計画の進捗状況について、報告を求めることができる。

2 指定申請者は、前項の報告を求められた場合、様式第7号によりすみやかに理事長に報告しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第11条 指定申請者は、品質認証等取得事業により認証を取得した場合若しくは品質認証等取得事業が終了した場合は、補助金交付申請書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 一 実績報告書(様式第8号添付資料8-1)
- 二 品質認証等取得事業の成果が確認できる書類
- 三 第五条第1項各号に掲げる経費を明らかにする書類(様式第8号添付資料8-2)
- 四 前記経費の支払い等を確認できる書類
- 五 第三条第2項各号に関する同意書(様式第1号添付資料1-2)
- 六 その他必要書類((理事長が別途必要に応じて指示するものを含む))

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第12条 指定申請者は、第11条の規定による申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第13条 理事長は、第11条の規定による申請書を受理した場合は、その内容について、必要に応じて学識経験者等の審査及び現地調査等により審査を行い、補助金を交付すべきものと認められるときは、予算の執行状況を勘案し、交付決定及び補助金の額を確定し、様式第9号により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 理事長は、第一項の審査で交付すべきでないものと決定したときは、様式第10号により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び支払い)

第14条 前条第1項の交付決定通知書を受けた申請者(以下、「補助対象事業者」という。)は、すみやかに補助金支払請求書(様式第11号)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定により請求書を受理したときは、30日以内に当該補助金を補助対象事業者を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 理事長は、補助対象事業者が次の各号の一に該当する場合は、第13条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- 一 法令、福島県条例及び規則、本要綱に違反したとき
 - 二 当該補助金の申請内容に虚偽があったとき
 - 三 補助対象事業者が、資格取得事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- 2 理事長は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第16条 助成対象事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、様式第12号により速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入れ控除額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(債権譲渡の禁止)

第17条 補助対象事業者は、第13条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 理事長が第12条第1項に基づく補助金の額の確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助対象事業者が理事長に対し、民法（明治29年法律第89号）第476条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第5条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、理事長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲り受けた者が理事長に対し、同項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同

様とする。

- 一 理事長は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - 三 理事長は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、理事長が行う弁済の効力は、イノベ機構財務規程に基づき理事長が事務局長に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。
 - 4 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、理事長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第二条第1項関係)

廃炉関連分野	<p>1 「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」として実施される次の事業分野とする。</p> <p>一 汚染水対策</p> <p>二 使用済燃料プール燃料取出し</p> <p>三 燃料デブリ取出し</p> <p>四 廃棄物対策</p> <p>五 発電所敷地・労務環境改善</p> <p>六 5/6号機対応</p> <p>2 前項各号以外で廃炉を進めるために必要な作業でNDF及び東京電力が廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定め、実施する事業分野とする。</p>
--------	---

別表第2 補助対象規格

区 分	認証・認定規格
品質マネジメントシステム 認証規格	ISO9001 (JIS Q9001)
試験所・校正機関認定規格	ISO/IEC17025
溶接規格	電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力) TNS-S3101」に基づく溶接管理プロセス認証(JIS Z3400 ベース基準)

別表第3 補助対象経費

区 分	経費の内訳
認証取得準備費	<p>専門家及び専門コンサルタント機関に支払う経費</p> <p>ア 品質認証等取得のためのシステム構築、運用等準備に係るコンサルティング費</p> <p>イ 申込料等審査登録機関への代行経費</p>
内部監査員養成費	内部監査員養成のための研修等に要した経費
認証登録審査費	<p>審査登録機関又は認証試験実施機関へ支払う経費</p> <p>ア 認証審査申請に要する経費</p> <p>イ 文書審査、本審査等に要する経費</p> <p>ウ 初回認証登録に要する経費</p> <p>エ その他認証の審査、試験、登録に要する経費</p>
その他	その他、品質認証等取得事業実施のためにイノベ機構理事長が特に認めた経費

令和 年 月 日

公益財団法人
福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長 様

所在地
名称
代表者名 印

品質認証等取得事業費補助金交付候補指定申請書

下記のとおり品質認証等取得事業を実施したいので、廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱第7条の規定により、補助金交付候補に指定されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、当該事業費について、国、県その他の機関、団体等からの補助金等の受領がないことを表明し、かつ将来にわたっても受領しないことを確約します。

記

- 1 事業目的(認証を目指す規格)
- 2 添付書類
 - (1) 品質認証等取得事業実施計画書(別紙1—1)
 - (2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(別紙1—2)
 - (3) 品質認証等取得事業費補助金交付候補申請に関する誓約書^{※1}(別紙1—3)
 - (4) 最新の決算書(別紙2)
- 3 本件責任者及び担当者
責任者所属・職・氏名：
担当者所属・職・氏名：
連絡先：
電 話：
E-Mail：

※ 品質認証等取得事業実施計画が二か年にわたる場合及び取得しようとする認証を一度取得後、延長しておらず、再取得に臨む場合等の場合は必ず添付する。

別紙1-1

品質認証等取得事業実施計画書

(基準日 令和 年 月 日)

1 申請者の基本情報

法人名称				代表者職・氏名			
所在地				連絡先所在地			
業種				資本金		従業員数	
主な廃炉関連事業参入事業所所在地							
業績	決算時期	決算期間		売上高		経常利益	
	直近	年 月 ~ 年 月		千円		千円	
	1期前	年 月 ~ 年 月		千円		千円	

2 品質認証等取得事業の概要

(1)取得する規格・認証名	
(2)対象事業所等名称	
(3)対象事業所等所在地	
(4)取得目的 (取得の理由・必要性、効果)	
(5)事業実施体制	

※組織図やプロセス図等を用いて、主に実施責任者、従事者等の人員配置、役割分担等を説明 別紙記載も可

(6) 認証取得準備活動の実施状況	※既に取得準備を開始している場合に記載

(7) 認証取得までのスケジュール	
① 認証研修・指導等開始時期	令和 年 月 (予定・確定・実施済)
② 文書審査	令和 年 月 (予定・確定・実施済)
③ 本審査	令和 年 月 (予定・確定)
④ 認証交付	令和 年 月 (予定・確定)
⑤ 事業終了予定日	令和 年 月 日 (予定・確定)

(8) 認証取得支援委託機関・専門家(予定・確定)

機関(会社)名	
所在地	
支援委託内容	

(9) 認証審査依頼機関(予定・確定)

機関(会社)名	
所在地	

(10) 全体工程表

事項※	年/月	/	/	/	/	/	/
マネジメントシステム構築 マニュアル・文書規程作成等							
マネジメントシステム運用開始							
社内教育							
内部監査員養成							
内部監査実施							
マネジメントレビュー実施							
認証登録文書審査							
認証登録本審査							
認証交付							

※項目は例示

3 取得事業に要する収支予算

< 支出計画 >

<経費区分>		事業経費 (円) (消費税含む)	補助対象経費(円) (消費税抜き)	補助金申請予定額 (千円未満切捨)	備考
支出 済 経 費	認証取得準備費				
	小計				
支出 予 定 経 費	認証取得準備費 内部監査員養成費 認証登録審査費				
	小計				
合計					

※ 各経費内訳の根拠となる見積書、契約書写し等を添付すること。1件当たりの単価が100万円以上（消費税を含まず）の場合は、原則として2者以上の見積書（項目毎に内訳の記載があり、価格の妥当性が確認できるもの）を添付すること。

< 資金調達計画 >

区 分	調達金額(円)	調達先(名称等)	進捗状況等
自己資金			
銀行借入金			
役員借入金			
その他			
合計			

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

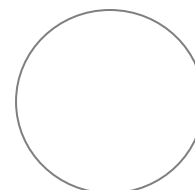
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 理事長 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、「機構」という。）の信用を毀損し、または機構の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は機構から請求があり次第、機構に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

所在地
社名、代表者名及び法人番号

実印



添付資料様式 1-3 (第7条関係: 誓約書)

別紙 1-3

品質認証等取得事業費補助金交付候補申請に関する誓約書

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 理事長 様

廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という)第7条の規定による補助金交付候補(以下「交付候補」という)の指定申請にあたり、下記の事項について誓約します。

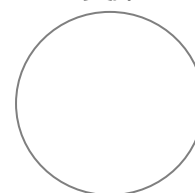
記

- 1 交付候補の指定を受けた場合、補助金交付要綱に定められた指定申請者の義務を誠実に履行いたします。
- 2 品質認証等取得事業計画書(添付資料 1-1)に基づく認証取得に誠実に取組み、今後とも品質マネジメントシステムの構築と維持に努めます。

記入日 年 月 日

所在地
社名、代表者名及び法人番号

実印



様式第2号（第7条関係：交付候補指定審査結果通知書）

番 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想進機構
理 事 長 名 印

品質認証等取得事業費補助金交付候補指定審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱第7条の規定による交付候補指定申請について、交付候補の指定を（行った・行わなかった）ことを通知します。

公益財団法人
福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長 様

所在地
名称
代表者名 印

品質認証等取得事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け福イ第〇〇号にて補助金交付候補指定の通知を受けた品質認証等取得事業の内容を変更して実施したいので、廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更の概要

(1) 事業費の変更(変更がある場合)

項目	変更前	変更後
事業経費	円	円
補助対象事業経費	円	円
補助金申請予定経費	円	円

(2) 委託先・専門家の変更・追加、委託内容・指導内容の大幅な変更等

(3) 補助事業完了予定日

変更前	令和 年 月 日
変更後	令和 年 月 日

(4) その他、事業実施計画の著しい変更

2 変更の理由

3 変更後の品質認証等取得事業実施計画書

別紙品質認証等取得事業実施計画書(変更)のとおり

4 本件責任者及び担当者

責任者所属・職・氏名：

担当者所属・職・氏名：

連絡先：

電話：

E-Mail：

様式第4号（第8条関係：事業変更承認通知書）

番 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想進機構
理 事 長 名 印

品質認証等取得事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで承認申請のあった下記の事業変更については、承認しましたので、廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更の概要

様式第5号(第8条関係：事業中止・廃止届出書)

令和 年 月 日

公益財団法人

福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長 様

所在地

名称

代表者名

印

品質認証等取得事業（中止・廃止）変更承認申請書

令和 年 月 日付け福イ第〇〇号にて補助金交付候補の指定を受けた品質認証等取得事業について(中止・廃止)したいので、廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱第8条の規定により届出します。

記

1 (中止・廃止)の理由

2 今後の見通し

3 本件責任者及び担当者

責任者所属・職・氏名：

担当者所属・職・氏名：

連絡先：

電話：

E-Mail：

様式第6号（第9条関係：交付候補指定取消通知書）

番 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想進機構
理 事 長 名 印

品質認証等取得事業補助金交付候補指定取消通知書

令和 年 月 日付け福イ第〇〇号により補助金交付候補の指定をした品質認証等取得事業については、指定を取消しましたので、廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 取消措置の該当事項

公益財団法人
福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長 様

所在地
名称
代表者名 印

品質認証等取得事業進捗状況報告書

令和 年 月 日付け福イ第〇〇号にて補助金交付候補指定の通知を受けた品質認証等取得事業の進捗状況について、廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 認証取得支援実施状況及び今後のスケジュール

2 認証取得審査実施状況及び今後のスケジュール

3 事業費の支出状況

項目	計画額(円)	契約済額(円)
事業経費	円	円
補助対象事業経費	円	円
補助金申請予定経費	円	円

4 添付資料

品質認証等取得事業実施計画書(添付資料様式1-1)の全体工程表の進捗状況

※その他別途理事長が必要とするものを添付すること。

5 本件責任者及び担当者

責任者所属・職・氏名：

担当者所属・職・氏名：

連絡先：

電話：

E-Mail：

令和 年 月 日

公益財団法人
福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長 様

所在地
名称
代表者名 印

品質認証等取得事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日福イ第 号により補助金交付候補の指定を受けた品質認証等取得事業が完了しましたので、廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 認証等取得規格	
2 事業完了年月日	
3 総事業費	
4 補助金交付申請額	
5 添付資料	(1) 品質認証等取得事業実績報告書(様式第8号添付資料8-1) (2) 品質認証等取得事業の成果を確認できる書類 (3) 経費区分別支払明細書(様式第8号添付資料8-2) (4) 経費の支払いを証明する書類の写し (5) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 (6) 品質認証等取得事業費補助金交付申請に関する誓約書 ^{※1} (7) 品質認証等取得事業計画書 ^{※2}
5 本件責任者及び担当者	責任者所属・職・氏名： 担当者所属・職・氏名： 連絡先： 電 話： E-Mail：

※1 次年度以降に認証取得のための審査を受ける場合、添付資料様式8-3により添付する。

※2 次年度以降に認証取得のための審査を受ける場合、交付申請日時点での計画書(様式1-1)を添付する。

品質認証等取得事業実績報告書

1 事業概要

法人名称		代表者職・氏名	
取得した規格・認証名			
対象事業所等名称			
対象事業所等所在地			
2 事業経緯			
① 認証取得準備実施時期	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
② 文書審査終了日	令和 年 月 日		
③ 本審査終了日	令和 年 月 日		
④ 認証交付日	令和 年 月 日		

※事業経緯の項目は例示

3 認証取得支援委託機関・専門家

機関(会社)名	
所在地	
支援委託内容	

4 認証審査機関

機関(会社)名	
所在地	

5 取得事業経費総括表

<経費区分>	事業経費(円) (消費税含む)	補助対象経費(円) (消費税抜き)	補助金申請額 (千円未満切捨)	備考
認証取得準備費				
内部監査員養成費				
認証登録審査費				
合 計				

添付資料様式 8-3 (第 11 条関係 : 誓約書)

品質認証等取得事業費補助金交付申請に関する誓約書

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 理事長 様

廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という)第 11 条の規定による補助金交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

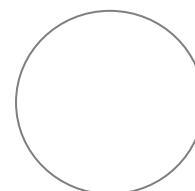
記

- 1 交付決定を受けた場合、補助金交付要綱に定められた補助対象事業者の義務を誠実に履行いたします。
- 2 今後、添付資料(7)品質認証等取得事業計画書に基づく認証取得に誠実に取り組みます。万が一、事業完遂の見通しが立たず、事業の中止若しくは廃止に至った場合は、交付された補助金を返還いたします。

記入日 年 月 日

所在地
社名、代表者名及び法人番号

実印



様式第9号(第12条関係:補助金交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想進機構

理 事 長 名 印

品質認証等取得事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました品質認証等取得事業費補助金については、廃炉関連分野
参入等に係る品質認証等取得補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり交付することに決定し、
補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 交付決定額	金	円
2 補助金確定額	金	円

様式第10号(第12条関係:補助金不交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想進機構
理 事 長 名 印

品質認証等取得事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました品質認証等取得事業費補助金については、廃炉関連分野
参入等に係る品質認証等取得補助金交付要綱第12条第2項の規定により不交付とすることに決定し
ましたので通知します。

様式第11号（第13条関係：補助金交付支払請求書）

令和 年 月 日

公益財団法人
福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長 様

所在地
名称
代表者名 印

品質認証等取得事業費補助金支払請求書

令和 年 月 日福イ第 号により交付の決定を受けた品質認証等取得事業費補助金について、廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 支払請求金額（算用数字を使用すること）

交付決定額	円
額の確定額	円
補助金請求額	円

2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び口座名義を記載すること。

金融機関名					本店・支店				
口座種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)							
口座名義（カナ）									
口座名義（漢字）									

(ゆうちょ銀行)

記号	
番号	
口座名義（カナ）	
口座名義（漢字）	

※振込先の口座は申請者の口座に限ります。

番 号
年 月 日

公益財団法人
福島イノベーション・コースト構想推進機構 理事長 様

(住所又は所在地)
(名 称)
(代表者の氏名) 印

廃炉関連分野参入等に係る品質認証等取得事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書
年 月 日付け福イ第 号をもって交付決定を受けた廃炉関連分野参入
等に係る従業員資格取得事業費助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金交
付要綱13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金の額（規則第13条による額の確定額） 円
2. 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額 円
3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 助成金返還額相当額（上記4から3の額を差し引いた額） 円

（注）別紙として返還額にかかる積算の内訳を添付すること。

- 5 本件責任者及び担当者
責任者氏名：
担当者氏名：
連絡先：